○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字竹谷四二八六、四二八七、四二八八の一から四二八八の三まで、四二八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町広木字椎木谷ノ二三八五、三八六、鹿野町河内字妙見谷三七二二の一、三七二三、三七二五、三七七六から三七七九まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市三山口字最ノ谷四七五、四七五の一、四七六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　所在場所　鳥取県鳥取市三山口字一ノ谷四の二（次の図に示す部分に限る。）、字四ノ谷口六二、字太田八一の一、八二の一、字戸石場西分四三八、字箕上西分四四〇、四四〇の一、四四一、字戸石場東分二　四八八、字蛇フ谷五二〇、五二一、桂見字東村土居一七八、良田字奥宮ノ谷一六〇、一六一、字牛谷二一五、字椎谷二一六から二二〇まで、二二一の一、二二一の二、二二二から二二六まで、字中道谷二五三、字釜ヶ谷二五四、二六九、二六九の一、字中道谷西分三〇九、字口道谷西分七四一、七四五、字奥菖蒲谷西分七六二の一（次の図に示す部分に限る。）、高住字宮ノ谷五六九、字鷲谷口八八三の一（次の図に示す部分に限る。）、八八四の二、字百三　九三八、九三九、字欠谷九八二の二三、字大平九九〇から九九二まで、九九三の二、字謡谷九九八の九、九九八の一〇、九九八の五一、字小荒田一〇八一の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字向山四五八の一、四五八の二、四五九、字稗畑谷五一一、五一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山四五九（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字稗畑谷五〇九の一・五〇九の二・五一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字仏谷一〇五四の一、一〇五六から一〇五八まで、字台カ坂一一一八の一、字雑良子谷一一一八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字吉尾字奥宮ノ前二二二、字伊勢路平二五の一、二六、二八、二九、字伊勢路三五五、字ゴウロフ三九〇の一、三九〇の二、大字鎌田字押谷奥三三七、字押谷一一七七の四、一一八二の二、一一八二の七から一一八二の九まで、大字下谷字無キ原六九〇の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字下谷字岩原四三、大字吉尾字板挟四二二の三、大字鎌田字向フ山一〇七七の六、一〇七七の七、字上ミ上野一〇八一の一、字押谷一一七六の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）